

第1条（目的）

1. この規程は、フセハツ工業 株式会社（以下「会社」という。）の就業規則にもとづき、ボランティア休暇制度の取扱いについて必要な事項を定めるものである。
2. この規程においてボランティア休暇制度とは、自発的かつ積極的に社会に貢献する活動（以下「ボランティア活動」という。）を行う従業員に対して付与する特別休暇制度をいう。

第2条（対象者）

ボランティア休暇制度の利用対象者は、就業規則第3条に規定する正規従業員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

- ① 勤続1年未満の者
- ② 前年の出勤率が8割未満の者

第3条（適用条件）

ボランティア休暇制度は、従業員が自発的かつ積極的に本規程第4条に規定するボランティア活動に従事する為に休暇が必要な場合、従業員の申請に基づき、会社が休暇を付与することが妥当と判断した場合に本制度を適用するものとする。

第4条（ボランティア活動の範囲）

この規程において、ボランティア活動とは次のものをいう。

- ① 社会福祉（高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等）
 1. 社会福祉施設における介護・介助・清掃・修理等の活動
 2. 在宅の高齢者における見守り・介助等の支援活動
 3. 青少年の育成・指導の為の活動
 4. 地域社会の進行（自治会・自治体活動への参加協力等）・青少年の健全育成等地域における各種奉仕活動（子供会・PTA・ボーイ&ガールスカウト活動への参加協力）
 5. 心身障害児又は心身障害者の学習等支援・就労等の支援活動
 6. 障害者の朗読・点訳・手話通訳等の支援活動
- ② 自然・環境の保護・保全
 1. 動植物の保護等の活動
 2. 環境浄化・リサイクル等の活動（クリーン運動等）
- ③ 災害援助・復興
 1. 災害の援助等の活動
 2. 災害復興等の活動
- ④ スポーツ

1. 地域・全国的なスポーツイベント・大会開催の支援活動
 2. 国際的なスポーツイベントの審判・運営等の支援活動
- ⑤ 国際協力（有事による非常事態活動を除く）
1. 海外協力隊の参加
 2. 文化・芸術・技術交流の為の活動
 3. 外国人（難民・残留孤児・留学生等）に対する福祉活動
- ⑥ その他前各号に準ずる活動（ドナー登録・提供等）
- （注） 営利目的又は政治活動及び特定の宗教・思想の普及等を目的とした活動は本条におけるボランティア活動の対象外とする。

第5条（公民権行使との調整）

裁判員法による裁判員候補者及び公職選挙法による選挙管理委員等、並びに自衛隊法による即応予備自衛官・予備自衛官等、法令で定める公の職務を執行する身分を有する者が、その公の職務に従事する場合は、本規程におけるボランティア活動の対象外とし、就業規則第48条による公民権行使の時間とし無給とする。

第6条（ボランティア休暇の日数）

1. ボランティア休暇の日数は、1人当たり1年間（4月21日～翌年4月20日）5日以内とし、次年度への繰り越しは行わないものとする。
2. 休暇の付与単位は原則として1日単位とする。ただし、ボランティア活動の内容を考慮し半日単位（午前・午後）で付与する場合がある。

第7条（届出等）

1. ボランティア休暇を申請する者は、2週間前までに所定の申請用紙に必要事項を記入し、会社へ届け出なければならない。
2. 会社は、事業の正常な運営を妨げると判断したときは、届け出た時期又は日数の変更を命じる場合がある。

第8条（賃金）

ボランティア休暇は有給とし、通常の賃金を支給する。

第9条（遵守事項）

1. 従業員は、ボランティア休暇を本来の目的であるボランティア活動以外の活動の為に利用してはならない。
2. 会社がボランティア活動の報告を求めた場合には、ボランティア休暇を利用した者は、速やかに報告をしなければならない。

(付 則)

この規程は、令和 6 年 8 月 21 日から施行する。